

令和5年 議案第6号

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
上記の議案を提出する。

令和5年3月14日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、教育委員会に新たな補職を設置するため、必要があるからである。

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 教育部に新たな職として、副参事（次長級）を設置するため、必要な改正を行う。

また、地方公務員の定年を65歳に引き上げるための地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年6月11日公布・令和5年4月1日施行）の施行によるみよし市職員の定年等に関する条例の一部改正（令和4年12月議会議決後公布・令和5年4月1日施行）に伴い、役職定年後の補職に関し必要な改正を行う。

【内 容】

- 1 「副参事」（次長級）を新たに設置する。（第5条及び第9条関係）
- 2 役職定年後の補職を新設（第13条関係）
役職定年後の補職として専任副主幹を新設し、主な職務内容（副主幹と同程度の知識、経験を要する専門的業務を担当する職務）を追加する。

【施行期日】 令和5年4月1日

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

みよし市教育委員会事務局組織規則（昭和５７年三好町教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「及び監」を「、監及び副参事」に改め、「副主幹」の次に「、専任副主幹」を加える。

第９条（見出しを含む。）中「監」の次に「及び副参事」を加える。

第１７条を第１８条とし、第１６条を第１７条とし、第１５条中「第１３条」を「第１４条」に改め、同条を第１６条とする。

第１４条を第１５条とし、第１３条を第１４条とし、第１２条の次に次の１条を加える。

（専任副主幹の職務）

第１３条 専任副主幹は、上司の指揮監督を受け、特に定められた業務を行い、おおむね次に定める職務を行う。

- (1) 分担事務の処理計画及び調整に関すること。
- (2) 分担事務に関する指導及び援助に関すること。
- (3) 分担事務の執行、管理及び改善に関すること。
- (4) 分担事務に関して課長、主幹、所長及び館長へ報告又は意見の具申をすること。
- (5) 主任主査以下への指導及び助言に関すること。

附 則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(部長等の設置) 第5条 略 2 部に参事、監及び副参事を、課に主幹、副主幹、専任副主幹、主任主査及び主査を置くことができる。 3以下 略 (監及び副参事の職務) 第9条 監及び副参事は、部長及び次長の指揮監督を受け、おおむね次に定める職務を行う。 (1)以下 略 (専任副主幹の職務) 第13条 専任副主幹は、上司の指揮監督を受け、特に定められた業務を行い、おおむね次に定める職務を行う。 (1) 分担事務の処理計画及び調整に関すること。 (2) 分担事務に関する指導及び援助に関すること。 (3) 分担事務の執行、管理及び改善に関すること。 (4) 分担事務に関して課長、主幹、所長及び館長へ報告又は意見の具申をすること。 (5) 主任主査以下への指導及び助言に関すること。 (主任主査の職務) 第14条 略 (他の職位の職務) 第15条 略 (職位が置かれていない場合の職務) 第16条 第6条から第14条までに規定する職務を行うべき職位が置かれていない場合には、当該職位の直近上級職位が、その職務を行い、その決定権限を行使する。 (準用) 第17条 略 (委任) 第18条 略	(部長等の設置) 第5条 略 2 部に参事及び監を、課に主幹、副主幹、主任主査及び主査を置くことができる。 3以下 略 (監の職務) 第9条 監は、部長及び次長の指揮監督を受け、おおむね次に定める職務を行う。 (1)以下 略 (主任主査の職務) 第13条 略 (他の職位の職務) 第14条 略 (職位が置かれていない場合の職務) 第15条 第6条から第13条までに規定する職務を行うべき職位が置かれていない場合には、当該職位の直近上級職位が、その職務を行い、その決定権限を行使する。 (準用) 第16条 略 (委任) 第17条 略